

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後における児童の健全な育成を図るため、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）として民間放課後児童クラブを実施する者に対し、予算の範囲内において、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第88号）に規定する事項及び別表第1の基準を満たしていること。
- (2) 市に児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出があること。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2右欄に定める経費とする。

2 補助金の額は、別表第2中欄に定める基準額と同表右欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（これらの額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年度4月10日までとする。

3 規則第4条第2項第2号に掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(申請額の変更)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後に、対象となる児童等の人数又は指導員数の変更等により、申請額を変更する必要がある場合は、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助金の額の変更を決定したときは、当該変更を申請した者に川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(交付の方法)

第7条 補助金は、概算払により交付するものとする。なお、交付の時期は、交付決定通知書にて定めるものとする。

(状況報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等の遂行状況について毎月当月分を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績報告書

- (2) 収支実績報告書
- (3) 利用児童数実績表
- (4) 従事者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類
(報告書の提出期限等)

第10条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び事業年度の終了の場合を含む。）後30日以内とする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条第1項に規定する補助金額の確定の通知は、様式第6号によるものとする。

(検査)

第12条 市長は、補助金に係る予算執行の適正化を図るため、補助事業者に対し帳簿等の関係書類又は物件若しくは施設を検査することができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、様式第7号により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽等不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整備し、補助事業の完了

の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象児童	川越市内に在住かつ川越市内の小学校に就学する児童であって、その保護者が就労等により、昼間家庭が常時留守になっている児童
利用児童数	支援の単位を構成する児童の数が20人以上
開所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日
開所時間	学校授業日：1日当たり6時間以上かつ午後7時を超える時間まで 学校授業の休業日：1日当たり11時間以上（午前7時から午後9時までを目安とする）
一の支援の単位	おおむね40人以下
放課後児童支援員の数	支援の単位毎に2人以上（そのうち1人を除き、補助員に代えることができる。）の配置が必要
放課後児童支援員の資格要件	基準条例第10条第3項の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者
補助員の資格要件	次の各号に該当する者が望ましい ・子育て支援経験者 ・その他児童の遊びや生活に関わる経験者
専用区画の面積	児童一人につきおおむね1.65㎡以上
施設・設備	衛生及び安全が確保された設備を備え、児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。
緊急時対応	事故やケガの防止に取り組み、発生時の対応に関するマニュアルを作成していること。
非常災害時対応	災害等の発生に備えたマニュアルを作成していること。

別表第2（第3条関係）

補助区分	基準額	補助対象経費
放課後児童健全育成事業	<p>1 年間開所日数 250 日以上の民間放課後児童クラブ</p> <p>(1) 基本額（1 支援の単位あたり年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,672,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000 円</p> <p>イ 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 4,672,000 円</p> <p>ウ 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,672,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人）×67,000 円</p> <p>エ 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2,917,000 円</p> <p>(2) 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250 日）×19,000 円（1 日 8 時間以上開所する場合）</p> <p>(3) 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 平日分（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合） 「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数×406,000 円</p> <p>イ 長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間×183,000 円</p>	<p>放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（人件費、旅費、需用費、役務費、備品購入費等）</p> <p>ただし、飲食物費、送迎に係る燃料費及び施設整備費（建物の新設・改修等）を除く。</p>
送迎支援事業	<p>2 放課後児童健全育成事業を学校敷地外で実施し、授業終了後の学校から本事業を行う場所までの送迎を行う民間放課後児童クラブ（1 支援の単位当たり年額）</p> <p style="text-align: right;">507,000 円</p>	<p>送迎支援事業の実施に必要な経費（車両に係る燃料費等）</p>

備考

- 1 この表において「構成する児童の数」とは、補助対象期間中の毎月初日において在籍している対象児童の数を平均したものをいう。
- 2 事業実施月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 12 月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

様式第1号（第4条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
所在地
名称
代表者名

下記により、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金の交付を受けたいので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

クラブ名	
補助事業等の 目的及び内容	
補助事業の 経費の配分、 使用方法	別紙収支予算書のとおり
補助事業等の 完了予定日	年 月 日
交付を受けよう とする補助金の額	金 円
補助金の算出基礎	川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱に基づく
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（別紙1） 2 収支予算書（別紙2） 3 従事者名簿（別紙3） 4 児童名簿 5 運営規定 6 事業者概要 7 所在地の案内図及び施設平面図

事業計画書

1 申請者

法人等の名称	
所在地	
代表者氏名	
連絡先	
申請者が営む 主な事業	

2 クラブの概要

名称			
所在地			
連絡先			
支援の単位を 構成する児童数	区分	放課後児童 (補助対象児童)	合計
	小学校1年生	人	人
	2年生	人	人
	3年生	人	人
	4年生	人	人
	5年生	人	人
	6年生	人	人
	合計	人	人

3 専用区画の面積

m ²	(児童1人あたり)	m ²
----------------	-----------	----------------

4 開所日数

(開所日数の内訳)

日	平日	土曜	日・祝日	長期休業

※長期休業中の土・日・祝日は、それぞれ「土曜」「日・祝日」として記入すること。

5 開所時間

平日	時	分～	時	分まで
土曜	時	分～	時	分まで
日・祝日	時	分～	時	分まで
長期休業	時	分～	時	分まで

6 児童の送迎の有無

(送迎支援の詳細を記入)

- 有 ⇒
 無

7 補助事業の効果

収 支 予 算 書

申請者

名 称

代表者名

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金	
項 目		予 算 額	内 訳
収 入		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
支 出		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
補助金等以外の収入の負担者、負担額及び負担方法			
摘 要			

従 事 者 名 簿

申請者
名 称
代表者名

民間放課後児童クラブ事業に従事する職員について、下記のとおり報告します。

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金				
NO	氏名	生年月日 (西暦)	保有する資格 ・免許等	雇用形態	区分	担当内容
1				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
2				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
3				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
4				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
5				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
6				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
7				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
8				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
9				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
10				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
11				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
12				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
13				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
14				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
15				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
16				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	

開設時間中の放課後児童支援員、補助員の配置状況

放課後児童支援員	人
補助員	人
合計	人

様式第2号（第5条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付決定通知書

川 収第 号
年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申請のあった川越市民間放課後児童クラブ事業補助金について、下記のとおり決定したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

クラブ名	
交付決定額	金 円
支払方法	<p>年 回払い</p> <p>支払時期 年 月 円 年 月 円 年 月 円</p> <p>指定銀行口座振替</p>
交付の条件	<p>1 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p>

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第6条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者

所在地

名 称

代表者名

度川越市民間放課後児童クラブ事業補助金については、年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたところですが、その後事情変更により、交付額を下記のとおり変更されたく申請します。

クラブ名	
補助金の 変更交付申請額	金 円
補助事業の 既交付決定額	金 円
差引過不足額 (変更交付申請額 －既交付決定額)	金 円
添 付 書 類	1 変更事業計画書 (別紙1) 2 変更収支予算書 (別紙2)

変更事業計画書

1 申請者

法人等の名称	
所在地	
代表者氏名	
連絡先	
申請者が営む 主な事業	

2 クラブの概要

名称			
所在地			
連絡先			
支援の単位を 構成する児童数	区分 学年	放課後児童 (補助対象児童)	合計
	小学校1年生	人	人
	2年生	人	人
	3年生	人	人
	4年生	人	人
	5年生	人	人
	6年生	人	人
	合計	人	人

3 専用区画の面積

m ²	(児童1人あたり)	m ²
----------------	-----------	----------------

4 開所日数

(開所日数の内訳)

日	平日	土曜	日・祝日	長期休業

※長期休業中の土・日・祝日は、それぞれ「土曜」「日・祝日」として記入すること。

5 開所時間

平日	時	分～	時	分まで
土曜	時	分～	時	分まで
日・祝日	時	分～	時	分まで
長期休業	時	分～	時	分まで

6 児童の送迎の有無

(送迎支援の詳細を記入)

- 有 ⇒
- 無

7 補助事業の効果

変更収支予算書

申請者

名称

代表者名

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金	
項 目		予 算 額	内 訳
収 入		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
支 出		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
補助金等以外の収入の負担者、負担額及び負担方法			
摘 要			

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付決定通知書

川 収第 号
年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで 第 号で交付決定した川越市民間放課後児童クラブ事業補助金について、年 月 日付けの変更交付申請に基づき決定内容の一部を下記のとおり変更することに決定したので、通知します。

ク ラ ブ 名	
変更交付決定額	金 円
支 払 方 法	<p>年 回払い</p> <p>支払時期 年 月 円 年 月 円 年 月 円</p> <p>指定銀行口座振替</p>
交付の条件	<p>1 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p>

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第9条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業実績報告書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者

所在地

名 称

代表者名

年 月 日付川 収第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
川越市民間放課後児童クラブ事業の 年度における実績について、川越市補
助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記
のとおり報告します。

クラブ名	
補助金交付決定額	金 円
補助金の 既交付額	金 円
補助事業の 実施時期	年 月 日から 年 月 日までの 年間
添 付 書 類	1 事業実績報告書（別紙1） 2 収支実績報告書（別紙2） 3 利用児童数実績表（別紙3） 4 従事者名簿（別紙4）

事業実績報告書

申請者
名称
代表者名

民間放課後児童クラブ事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金		
月	開設日数 (日)	利用実人数 (人)	利用延人数 (人)	備考
4	日	人	人	
5	日	人	人	
6	日	人	人	
7	日	人	人	
8	日	人	人	
9	日	人	人	
10	日	人	人	
11	日	人	人	
12	日	人	人	
1	日	人	人	
2	日	人	人	
3	日	人	人	
合計	日	人	人	

収 支 実 績 報 告 書

申請者

名 称

代表者名

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金	
項 目		決 算 額	内 訳
収 入		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
支 出		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
補助金等以外の収入 の負担者、負担額及 び負担方法			
摘 要			

別紙4

従 事 者 名 簿

申請者
名 称
代表者名

民間放課後児童クラブ事業に従事する職員について、下記のとおり報告します。

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金				
NO	氏名	生年月日 (西暦)	保有する資格 ・免許等	雇用形態	区分	担当内容
1				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
2				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
3				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
4				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
5				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
6				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
7				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
8				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
9				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
10				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
11				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
12				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
13				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
14				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
15				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
16				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	

開設時間中の放課後児童支援員、補助員の配置状況

放課後児童支援員	人
補助員	人
合計	人

様式第6号（第11条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付額確定通知書

川 収第 号
年 月 日

様

川越市長

年 月 日付け川 収第 号で交付決定した川越市民間放課後児童クラブ事業補助金については、年 月 日付け実施報告書に基づき、交付額を次のとおり確定しましたので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第14条第1項の規定により通知します。

クラブ名	
確定額	金 円
既交付額	金 円
確定額－既交付額 (返還すべき金額)	金 円
返還理由	

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号（第13条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付取消通知書

川 収第 号
年 月 日

様

川越市長

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、
交付決定を取り消します。

クラブ名	
通知番号	年 月 日 第 号
取り消しの理由	

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。